

議案第8号

みやき町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

みやき町総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、総合計画審議会委員の任期の見直し及び総合計画審議会の会議の公開に関する条文の整備を行うことに伴い、みやき町総合計画審議会条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町総合計画審議会条例の一部を改正する条例

みやき町総合計画審議会条例（平成17年みやき町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

第6条に次の1項を加える。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、みやき町情報公開条例（平成17年みやき町条例第10号）第6条各号に規定する非公開情報が公になるおそれがある場合においては、非公開とすることができる。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

みやき町総合計画審議会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(任期)  <u>第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。</u>                      (新設)</p> <p>(会議)                      第6条 (略)                      2・3 (略)                      (新設)</p>	<p>(任期)  <u>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>  <u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p>(会議)                      第6条 (略)                      2・3 (略)  <u>4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、みやき町情報公開条例（平成17年みやき町条例第10号）第6条各号に規定する非公開情報が公になるおそれがある場合においては、非公開とすることができる。</u></p>